○国土交通省告示第百六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社赤阪鐵工所焼津工場	静岡県焼津市柳新屋670番地6	内燃機関（シリンダの径が650ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年2月26日から平成34年2月25日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	スラスト軸	〃

○国土交通省告示第百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社マキタ　本社工場	香川県高松市朝日町四丁目1番1号	内燃機関（シリンダの径が600ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年2月26日から平成34年2月25日まで

○国土交通省告示第百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
阪神内燃機工業株式会社　明石工場	兵庫県明石市貴崎五丁目8番70号	内燃機関（シリンダの径が600ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年2月26日から平成34年2月25日まで
〃	〃	プロペラ（可変ピッチプロペラに限る。）	〃
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	スラスト軸	〃
〃	〃	プロペラ軸	〃
〃	〃	船尾管（オイルバス式のものを除く。）	〃

○原子力規制委員会告示第二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録検査機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第二十九条の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月七日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
株式会社放射線管理研究所	東京都品川区東五反田二丁目二〇番四号ＮＯＦ高輪ビル	検査業務を行う事業所の所在地を「東京都品川区東五反田二丁目二〇番四号　ＮＯＦ高輪ビル」から「東京都品川区東五反田二丁目二〇番四号　ＮＭＦ高輪ビル」とする。	平成二十九年三月一日

○原子力規制委員会告示第三号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十八において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第四十三条の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月七日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
株式会社放射線管理研究所	東京都品川区東五反田二丁目二〇番四号ＮＯＦ高輪ビル	定期確認業務を行う事業所の所在地を「東京都品川区東五反田二丁目二〇番四号　ＮＯＦ高輪ビル」から「東京都品川区東五反田二丁目二〇番四号　ＮＭＦ高輪ビル」とする	平成二十九年三月一日

○東北地方整備局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　六号

二　占用を制限する区域　いわき市四倉町字志津五二番一五から同市久之浜町久之浜字連郷一〇一番三まで

三　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

五　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十四日

六　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○北陸地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月七日　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年北陸地方整備局告示第十二号輪島都市計画道路事業三・五・七号釜屋谷塚田線

三　事業施行期間　自平成二十五年二月十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号